

出店計画概要書に係る関係課・関係機関意見に対する店舗設置者の回答〔（仮称）ケーズデンキ広島本店〕

項目	意見内容	回答	その後の対応
交通	<p>【道路交通局 道路管理課】</p> <p>1 右折流入、流出対策について 付近に大規模施設があり、交通量や駐車需要の一時的な増加がある環境下で、本計画によれば料金徴収制の駐車場ができることになるが、大正橋方面からの車両は右折しなければ流入方法がない等の状況で、「右折入場ご遠慮ください」のみでは結局右折が発生し右折滞留を招きかねず、対策不足を感じるため、出入口付近では右折防止の物理的方策（道路中央にポストコーンを設置する、出入口の位置を変更するなど）を検討されたい。</p> <p>2 交通量、駐車需要、同回転率について 付近の球場で年の4分の1近く試合が行われることから、交通量や駐車場需要及び同回転率については、法指針による計上台数とは別に、特殊日として試合開催時の各々の資料を検討に加えたほうがよいと思料する。 流出の料金ゲートは2か所しかないため、特殊日を検討する必要がある。</p> <p>3 出入口①及び②、料金ゲート間の通路について 出入口①及び②、料金ゲート間に通路が設けられ、倉庫等への通路も含め四差路交差点の形状ができていないため、同所の交通安全対策を講じられたい。 なお、現状では料金ゲートが直近にあり、待機車両が優先をめぐりトラブルとなる、また交差点形状内で出入り待ちし、他車両が出られない、など問題発生の可能性があるので、交通流整序化の警備員配置が必要になる可能性が高いと思料する。</p>	<p>1 右折入出場抑制のために、場内への注意喚起の看板設置による呼び掛けのほか、開業時等の繁忙時には交通整理員を配置し右折入出庫ができないよう誘導を行います。 ポストコーンの設置について、北側市道側の出入口は、中央分離帯のない個所と当施設の出入口の位置については、相対しない場所としています。尚、対面の広島銀行様の駐車場への乗入れで利用されており当方の計画において設置することはできないと考えます。 県道広島海田線側は、右折の入庫となる北西方面（駅方面）からの車両は手前の西蟹屋町交差点を右折して施設に左折で入場することを想定しており、右折入場は想定していないため、ポストコーン設置については不要と考えています。</p> <p>2 野球の開催される期間については、状況に応じて交通整理員等の配置による施設利用者以外の駐車場利用禁止の誘導や周辺混雑緩和のなど対策を講じてまいります。 また、事前に野球開催日は周辺道路が混雑していること、マツダスタジアムへの来場者に対しては、店舗駐車場に駐車しないようにホームページ、チラシ、看板等での掲示にて周知を図るなど検討を行います。 尚、当施設の特性として、平日に比して休日の来場が多く（平日は休日の3～4割程度と少ない）、また来場のピークは昼の時間帯となり、実際には野球関連の車両交通と当店関連のピークタイムは必ずしも重複するものではないと考えます。参考までに、今年度の開催日程では全143試合のうち70試合にあたり、そのうち来場のピーク時間帯に重なるデーゲーム開催（土・日・祝）は21日程の予定のようです。</p> <p>3 出入口①及び出入口②よりの入場としては、そのほとんどは出入口①よりの入場となり該当の箇所での混雑は想定していません。ただし、該当の箇所に待機車両が及ぶような繁忙時には交通整理員を適宜配置し交通流整序化に努めます。</p>	<p>—</p> <p>野球が開催される営業日には、来客以外の駐車は控えるよう案内します。 閉店後には駐車場は封鎖して、出庫できなくなる等周知を行います。 その他、交通整理員を配置するなど、状況に応じ対応を検討します。</p> <p>場内徐行等注意喚起の看板を設置します。</p>
交通	<p>【道路交通局 道路部 道路計画課】</p> <p>1 交通計画報告書 下記の3点を考慮して、交通計算を再検討したうえで、出店に伴う周辺交通への影響が想定される場合は、対応策を検討すること。 ・ 右折滞留長を算出する際に、右折滞留長係数を「1」としてありますが、根拠を示すこと。根拠がない場合は、再度検討すること。 ・ 方面①と②の入店経路が、広島駅前交差点を経由する設定していない理由を教示すること。 ・ P17に「先詰まりにより南北現示が青信号の時でも対向車両は止まっているため、北側からの右折は可能」との考え方は妥当であるか。</p> <p>2 その他 ・ 「計画概要書」の駐車台数の合計値は283台の間違ひではないか。 ・ 「資料1」の行政人口はH31年末のものにしないのはなぜか。</p>	<p>1 ・ 右折滞留長係数は1.5として交通報告書を修正します。また、参考として「赤時間で滞留する右折滞留長」の検証もを行います。 ・ 県道広島海田線側の交通混雑回避のため、西蟹屋交差点を右折する来店車両が極力少なくなるよう経路設定をしました。 ・ 実際の状況を記載しています。交通計画の予測の考え方とは主旨が違うので削除します。 ※いずれも、誘導経路の周知徹底に努める必要があるため、折込チラシやホームページへの誘導経路の掲載の他、開業時や繁忙時等には、周辺道路の交差点等へ交通整理員等を配置して、進行方向を記したプラカード等により周知を図る予定です。 また、広域的に誘導経路の周知を図るため、周辺道路沿いに来店方向を示す常設の看板等の設置についても検討を行います。</p> <p>・ 283台です。 ・ 当計画の協議開始時より更新していないためです。また、人口100万以上において必要駐車台数等の計算式における係数は同じとなります。</p>	<p>—</p> <p>対応済</p>

項目	意見内容	回答	その後の対応
	<ul style="list-style-type: none"> 「届出書」のP4の「実際に用意する駐車待ちスペース」の値が図面と一致しない。 「届出書」のP4の「南1区64号線」の道路幅員が図面と一致しない。 「図面3」の荷さばき施設の面積は143㎡ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 入口①前はおおよそ11mとなります。 現況道路の幅員は台帳上で7.3mとなります。そのため、p.4には「※図面3参照」と記載します。 尚、スケール合わせた寸法を記載しますが、協議中ですので変更となる場合があります。 143㎡です。修正します。 	
交通	<p>【道路交通局 道路部 道路課】</p> <p>店舗直近の荒神交差点～西蟹屋町交差点については、右折車両の増加による渋滞悪化が懸念されることから、右折車線の確保や右折滞留長の見直しについて検討をお願いします。</p>	<p>当計画では、荒神交差点～西蟹屋町交差点付近は日常的に交通流の多い地点であるため、開業の影響による混雑緩和のために、当箇所交通が集中しないよう迂回をするルートを設定しています。</p> <p>このルート設定のもと、西蟹屋町交差点の検証では、右折車線の幅員・滞留長が不足しているため、南警察署及び南区役所と協議を行った結果、正規の右折車線幅員を確保すると交差点内でシフトが生じること、また滞留長の延伸は、現状のバス停（バスレーン）があり、北進車両の交通流等に影響があることから困難である、また、荒神交差点についても右折車線が設置されているものの滞留長が不足していますが、交差点間隔が短く、滞留長の延伸は困難であるとの結論となりました。</p> <p>なお、西蟹屋町交差点と次の交差点（東荒神町）には右折帯相当レーンがあること、実際には信号の変わり目のさばけや右折待機時の交差点進入台数（2～3台分）分のスペースはあることを評価に加えると、著しい渋滞悪化は生じないと考えますが、弊社店舗の関連車両により著しい交通流の変化があり、交通渋滞等の影響がある場合等、必要に応じて対策を検討します。（※右折帯相当レーンとは、正規な右折帯ではないが右折車が待機することを想定した幅員を持つ車線を意味します。）</p>	
交通	<p>【広島県警察本部 交通部 交通規制課】</p> <p>1 出入口での誘導等 年間約70試合開催されるマツダスタジアムでのプロ野球開催時には、予測交通量を上回る交通混雑や迷い交通などが生じることを想定し、適切な誘導計画を立てる必要がある。 例えば、試合開始前、試合終了後には出入口③先の歩行者等の往来が多くなることから、適宜誘導員を増強するほか出入口③の利用を制限するなど臨機応変な対応を行い、一般交通の安全と円滑を確保する必要がある。</p> <p>2 看板の設置 出入口③は4車線の県道広島海田線に面しており交通量も多いことから、左折イン左折アウトを徹底するための案内看板の設置が必要。 大正橋北詰交差点は右折禁止場所となっていることから、チラシ等に明示するほか、場内看板①の表示内容について所轄警察署と協議し、適正な内容にする必要がある。</p>	<p>1 野球の試合が開催される特殊日については、状況に応じて、試合終了後には出入口③先の歩行者等の往来が多くなることから、適宜誘導員を増強するほか出入口③の利用を制限するなどを参考に交通整理員の配置による円滑な誘導など対策を講じてまいります。</p> <p>2 該当箇所付近には右折入場をひかえる注意喚起の看板を設置予定です。尚、県道広島海田線の南進車両は手前の西蟹屋町交差点を右折をして、施設には左折で入れることを示す看板を敷地の北東角に設置します。 大正橋北詰交差点の右折禁止については、その周知看板を北西角に設置予定です。</p>	—
交通	<p>【環境局 環境保全課】</p> <p>1 次の事項について、確認し、必要に応じて修正すること。</p> <p>(1) 大規模小売店舗出店計画概要書（1ページ）の駐車場の合計を「280台」と記載しているが、「283台」に修正すること。</p> <p>(2) 大規模小売店舗出店計画概要書（2ページ）の荷さばき施設の面積を「176㎡」と記載しているが、大規模小売店舗届出書（案）（2ページ、図面3）では「143㎡」と記載しているため、正しい数値に修正すること。</p> <p>(3) 騒音予測報告書（2ページ）の表3 予測・評価の概要の規制基準値を「55dB」と記載しているが、正しくは「50dB」なので、修正すること。</p> <p>(4) 騒音予測報告書（14ページ）の2-5-2 発生する騒音ごとの予測の夜間の時間を「23:00～翌6:00」と記載しているが、正しくは「22:00～翌6:00」なので、修正すること。</p>	<p>1</p> <p>(1) 協議開始時の数値でした。修正します。</p> <p>(2) 143㎡が正です。修正します</p> <p>(3) 50dBに修正します。</p> <p>(4) 22:00～翌6:00に修正します。</p>	対応済

項目	意見内容	回答	その後の対応
	(5) 資料1 予測計算結果詳細(5ページ)の荷さばき・廃棄物収集車両の走行軌跡座標によると、荷さばき車両11tは出入口①から退場しているように見えますが、大規模小売店舗届出書(案)(図面3)に表示がありません。また、出入口②から入場する荷さばき・廃棄物収集車両はないように見えますが、大規模小売店舗届出書(案)(図面3)に表示がある。正しく修正すること。	(5) 予測計算結果詳細に合わせて図面3を修正します。	
その他	【都市整備局 都市計画 都市デザイン担当】 建築面積が1,000㎡を超えるため、工事着手の30日前かつ建築確認申請の前までに、都市計画課都市デザイン係へ景観法に基づく届出及び同届出に先立って行う事前協議を行うこと。	協議を行い必要であれば所定の手続きを行います。	協議実施し計画に反映しました。
その他	【都市整備局 指導部 宅地開発指導課】 1 都市計画法について 市街化区域内において、大規模小売店舗を設置する計画であるが、進入路を設けるための造成行為であり、形の変更に該当しないため、都市計画法第29条の許可は不要。 万一、計画概要書に変更が生じた場合には、事前に宅地開発指導課へ協議を行うこと。 2 宅地造成等規制法について 宅地造成工事規制区域外であるため、宅地造成等規制法第8条の許可は不要。 3 広島市土砂堆積等規制条例 都市計画法の許可を受ける場合を除き、一定規模以上の土砂堆積を行う場合(面積が500㎡以上または体積が500㎡以上の土砂堆積(いずれの場合も面積が2,000㎡以上の場合は県条例の許可対象))は、広島市土砂堆積等規制条例の許可が必要となる場合があるため、事前に宅地開発指導課へ協議を行うこと。	1 協議を行い必要であれば所定の手続きを行います。 2 承知しました。 3 協議を行い必要であれば所定の手続きを行います。	出入口のみ軽微な造成、他は造成無し 都市計画法第29条第1項 令和元年7月1日宅地開発指導課 協議書及び誓約書 審査済 既製区域外(宅地開発指導課) 広島市土砂堆積等規制条例第5条第1項 令和元年7月1日宅地開発指導課 協議書及び誓約書 審査済 出入口のみ軽微な造成、他は造成無し
その他	【南区役所 建設部 建築課】 1 建築物の高さが15mを超える場合は、「広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づく手続きが必要となる。 2 「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議が必要となる。 3 「広島県建築基準法施行条例 第18条(自動車車庫等の出入口と道路との関係)」に留意して計画すること。	1 協議を行い必要であれば所定の手続きを行います。 2 協議を行い必要であれば所定の手続きを行います。 3 留意し計画します。	建築物の高さ12.5m、目隠しフェンス高14mで該当しない 令和元年7月17日協議・適合書提出 横断歩道、交差点若しくは曲がり角から5m以上、急坂道路無し、踏切又はトンネルは無しで適合
その他	【教育委員会 青少年育成部 育成課】 営業予定時間が夜遅くにまで及んでおり、青少年がい集する状況も予想されるので、その場合は、青少年健全育成の観点から、帰宅を促す等の対応をお願いする。	従業員や警備員等の定期的な見回りや声掛け等を行います。	—
その他	【教育委員会 健康教育課 学校安全対策担当】 計画地北側、東側の市道が荒神町小学校の通学路に指定されている。 登下校の時間帯が営業時間及び荷捌き時間帯と重なるため、駐車場出入口やその周辺において、必要に応じて交通整理員の配置や安全確認の看板設置等、児童の通学の安全確保に配慮していただきたい。	歩行者注意の看板を設置します。 尚、繁忙時等は交通整理員の配置等を検討し児童の通学の安全確保に努めます。	—

大規模小売店舗立地法に基づく説明会での住民の意見・質問及び店舗設置者の回答〔（仮称）ケーズデンキ広島本店〕

項目	意見内容	回答	その後の対応
1	今後、地域の災害時の協力等について要望したいと考えている。その場合、自主防災会連合会や地元町内会等のような組織としては、どこを窓口として協議依頼をした方がよいだろうか。	ご要望をお聞きすることについては、限定するものではありませんが、協定等の手続きを行う場合等の窓口については、他の既存店舗を確認し、過去の事例等についてご報告します。	(会終了後、連絡先交換を行った。)
2	家電販売だけの店舗なのか。飲食店などの施設はあるのか。	1階のホールには、自動販売機の設置と休憩できるスペースはありますが、家電販売を行う店舗のみで飲食店等はありません。	

大規模小売店舗立地連絡調整会議の関係者意見及び店舗設置者の回答〔(仮称) ケーズデンキ広島本店〕(1/1)

項目	意見内容	回答
交通	交通への支障を回避するための方策等を適切かつ確実に実施するとともに、西蟹屋町交差点付近の交通状況の把握に努め、必要があれば関係行政機関と協議のうえ、追加の交通対策を実施すること。	開店後も西蟹屋町交差点付近の交通状況の把握に努め、弊社店舗の関連車両により著しい交通流の変化があり、交通渋滞等の影響がある場合等、必要に応じて対策を検討します。